

資料9

令和6年度以降の地方協議会について

平成27年4月3日 労働基準法等の一部を改正する法律案 閣議決定 & 改正 案 を国会に提出

・「月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)引上げ」について、中小企業への執行猶予を見直し、平成31年4月から適用について取り決め

協議会の設置(平成27年5月11日 厚生労働省労働基準局長、国土交通省自動車局長通達)

- ・中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備が必要。
- ・トラック業界においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況。
- ・学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関(厚生労働省、国土交通省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業(実証事業)・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって長時間労働の抑制とその定着を図っていく。

平成29年9月28日 衆議院解散により審議未了(廃案)

平成30年6月29日「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立

- ・令和5年4月1日(中小企業への執行猶予廃止)「月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)引上げ」について適用
- ・令和6年4月1日(改正法施行5年後)「時間外労働の上限規制(年960時間)」適用

協議会の継続(平成30年11月1日 厚生労働省労働基準局長、国土交通省自動車局 課長通達)

- ・自動車運転の業務については、令和6年4月1日から時間外労働について年960時間までとする上限規制が適用されること及び平成29年3月28日に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において、「5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を協力を推進する。」ことに鑑み、平成31年度以降もロードマップ(参考)のとおり継続して長時間労働改善にむけた取組を実施していくこと。

令和5年6月14日「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」成立

- ・「荷主対策の深度化」および「標準的な運賃」制度について、令和5年度末までから「当分の間」へ延長

協議会の継続(令和5年8月9日 厚生労働省 労働基準局労働条件政策課長、労働基準局監督課長、国土交通省自動車局貨物課長通達)

- ・令和6年度から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、自動車運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組を荷主と連携して更に加速させていく 必要があり、これまでの中央協議会や地方協議会で取り上げられた課題について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要である。また、取引環境・労働時間改善の課題は、令和6年度時点を乗り越えれば解決する一過性のものではなく、中長期的に継続してこれらの課題に対応していく必要がある。については、今年度及び令和6年度以降も引き続き地方協議会を開催することとする。